

お客様各位

新型コロナウイルスの影響に伴う、 通学定期券等の払戻しについて

新型コロナウイルス感染症関連の岐阜県の非常事態宣言および政府の緊急事態宣言に伴いまして、当社の通学定期券等について、下記のとおり払戻しのお取扱いをいたします。

■エコパス ■ひだまる・のらマイカー・げろバスの定期券

- ・4月9日からの休校期間を含む通学用のエコパス及びひだまる・のらマイカー・げろバスの定期券については、お申出日にかかわらず、4月8日にお申出をいただいたものとして、お求めいただいた窓口で払戻しのお取扱いをいたします。
- ・払戻しにあたっては、ご利用状況を確認する場合があります。
- ・外出自粛要請が解除されてから1ヵ月程度の払戻し期間を設定いたしますので、急いで窓口にお越しいただく必要はありません。
- ・学校が再開した場合は、再開日からのエコパス・ひだまる・のらマイカー・げろバスの定期券を再度お求めください。
- ・以上は、非常事態宣言・緊急事態宣言に伴う今回のみの特例措置です。

■通学乗車証(年間特約定期券)

- ・今年度の通学乗車証(年間特約定期券)につきましては、4月9日からの休校期間分を払戻しいたします。
- ・学校再開が現在のところ不明であり、払戻額が確定いたしませんので、学校再開日が確定してから払い戻しのお取扱いをいたします。
- ・払戻しにあたっては、ご利用状況を確認する場合があります。
- ・外出自粛要請が解除されてから1ヵ月程度の払戻し期間を設定いたしますので、急いで窓口にお越しいただく必要はありません。
- ・学校が再開した場合は、その年間特約定期券をそのままご使用ください。
- ・以上は、非常事態宣言・緊急事態宣言に伴う今回のみの特例措置です。

2020年4月22日

濃飛乗合自動車株式会社